

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 若桜町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
362	1,693	108	2,163

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	3,072	2,993	79	63	2	3,433	
住宅新築資金等貸付事業特別会計	1	0	1	1	-	-	
若桜鉄道運営助成事業特別会計	53	53	0	0	52	-	
一般会計等	3,126	3,046	80	64		3,433	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
国民健康保険事業特別会計	509	483	26	25	52	-	-	
老人保健事業特別会計	85	85	-	-	25	-	-	
介護保険事業特別会計	480	472	9	9	73	-	-	
後期高齢者医療特別会計	51	51	0	0	20	-	-	
簡易水道事業特別会計	70	70	0	0	11	275	157	
公共下水道事業特別会計	287	287	-	-	58	1,496	1,496	
農業集落排水事業特別会計	96	96	-	-	28	1,065	948	
赤松団地造成事業特別会計	8	8	-	-	-	48	-	
索道事業特別会計	23	19	4	417	-	-	-	法適用企業
公営企業会計等 計				452		2,884	2,601	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。
4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
鳥取県町村消防災害補償組合	23	22	1	1	-	-	-	一般会計
鳥取県町村職員退職手当組合	0	0	-	-	-	-	-	職員退職手当積立金特別会計
鳥取県町村職員退職手当組合	3,122	3,025	97	97	100	-	-	一般会計
鳥取県東部広域行政管理組合	5,459	5,403	56	34	-	4,107	87	一般会計
鳥取県東部広域行政管理組合	84	82	2	2	73	-	-	因幡ふるさと振興事業費特別会計
八頭環境施設組合	378	376	2	2	-	247	23	
鳥取県後期高齢者医療広域連合	848	847	2	2	-	-	-	一般会計
鳥取県後期高齢者医療広域連合	59,736	57,170	2,566	2,566	787	-	-	後期高齢者医療特別会計
一部事務組合等 計				2,704		4,354	110	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
若桜町観光開発事業団	0	3	3	-	-	-	-	-	
有限会社若桜農林振興	1	15	10	-	-	-	-	-	
若桜鉄道株式会社	△ 57	43	33	-	-	-	-	-	
若桜町土地開発公社									解散のため該当なし
地方公社・第三セクター等 計			46	-	-	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	276	391	115
減債基金	131	132	1
その他充当可能基金	449	559	110
充当可能基金 計	856	1,082	226

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	7.34	2.95	△ 4.39	△ 15.00	△ 20.00	索道事業特別会計	-	-	-
連結実質赤字比率	24.90	20.87	△ 4.03	△ 20.00	△ 40.00	簡易水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	19.5	19.0	△ 0.5	25.0	35.0	公共下水道事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	114.2	92.9	△ 21.3	350.0		農業集落排水事業特別会計	-	-	-
財政力指数	0.16	0.16	0.0			赤松団地造成事業特別会計	-	-	-
経常収支比率	89.3	89.6	0.3						

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。